

社会福祉法人只見町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人只見町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

- 2 評議員が職務のため出張したときは、旅費を支給する。
- 3 前項の規定により支給する旅費額は、社会福祉法人只見町社会福祉協議会旅費の支給に関する要綱により算出した額とする。

(支給方法)

第3条 支給は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 費用弁償の額

日額	4,000円
----	--------